

社会福祉法人 牧人会 役員等報酬等支給規則

総規則 第9号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 牧人会(以下「当会」という。)の定款の第9条及び第24条の規定に基づき、当会の役員および役員に準ずる者が、当会の業務に従事した場合に支給する報酬等について規定することを目的とする。

(役員の設定)

第2条 ここでいう役員は、当会の理事、評議員、監事とする。
2. 役員に準ずる者とは、当会の苦情解決事業第三者委員とする。

(用語の設定)

第3条 この規則において、報酬等の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
1、報酬とは、第2条に規定した者が、職務として参加または実施した職務執行の対価として支払う報酬費のことをいう。
2、実費弁償とは、法人における評議員会、理事会に出席した場合における出席旅費並びにその他本会の業務執行のため出張した場合における旅費とこれに伴う諸経費の実費をいう。

(業務の実施)

第4条 ここでいう当会の業務とは、以下のことをいう。
1、役員会、苦情解決事業第三者委員会等職務として必要とされる会議への出席。
2、役員会および理事長が必要と認め指示した当会の事業実施、運営に必要な業務、研究調査及び資料・書類の作成、対外的交渉等の活動、また職員への専門的研修・訓練内容をもった現任訓練に関連する業務等を含む役員等として担当が求められる業務全般もいう。

(報酬額)

第5条 報酬額は以下の基準によって支給する。なお、役員等が当会の職員を兼ねる場合は、これを支給しない
1、第4条第1項による報酬は別紙(1)とする。
2、第4条第2項による報酬は日額とし、報酬額は日額に業務実施日数を乗じた額とする。ただし、従事した業務が旅費の支給を必要とした場合、旅費規則で定めた日当額を除いて支給する。また、支払報酬日額は別紙(2)「社会福祉法人牧人会役員等報酬支給規則施行細則」による。

(常勤の理事長及び業務執行理事の報酬等)

(第6条) 常勤の理事長及び業務執行理事の報酬は以下の基準で支給する。なお、いずれもが当会の職員を兼ねる場合は、これを支給または適用しない。またここでいう常勤とは当会の就業規則に規定する所定の就労条件を満たしている状態をいう。

1、常勤理事長の報酬

すべて当会の給与等支給規則による。この場合、適用する給与等級を7等級、職能を参与とし、給与号級は年齢、経歴、経験に応じ、理事会が承認し、評議員会で決定する。

2、常勤業務執行理事の報酬

すべて当会の給与等支給規則による。この場合、適用する給与等級を6等級、職能を参事参与とし、給与号級は年齢、経歴、経験に応じ、理事会が承認し、評議員会で決定する。

3、報酬を除く関連する処遇については、当会の就業規則を適用する

(支払方法)

第7条 報酬の支払いは、当会の経理規程に基づき行うものとする。

(規則の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則 この規則は、平成29年6月12日から施行する。またこれにより平成16年12月26日付施行の社会福祉法人牧人会役員業務実施報酬支給規則（総規則第9号）及び、同施行細則（総細則第4号）は廃止する。ただし規則及び細則番号は継承する。

別表 (1)

報酬額 招集会議出席 1 回ごとに 10,000 円とする。

実費弁償

実費弁償のうち交通費・宿泊費等は特別の事情がある場合を除き、基本的に社会福祉法人牧人会旅費規程を準用する。日当及び宿泊費支給額は以下の通りとする。

(1)日 当 2,700 円

(2)宿泊費 10,000 円

別紙 (2)

社会福祉法人 牧人会 役員等報酬支給規則 施行細則

総 細 則 第 4 号

(目的)

第 1 条 この施行細則は社会福祉法人牧人会役員等報酬等支給規則第 9 条に基づき、必要事項を規定することを目的とする。

(報酬日額と算出方法)

第 2 条 社会福祉法人 牧人会役員等報酬支給規則第 5 条に基づく報酬日額と算出方法は以下の通りとする。ただし、1 日の実働時間基準を 8 時間とする。また、業務実働時間には、業務に必要な移動時間を含むものとする。

報酬日額 1 日 16,000 円

算出方法 8 時間未満 業務に要した時間に 1 時間当たり 2,000 円を乗じた額

8 時間以上 日額 16,000 円の打切り支給

(細則の改廃)

第 3 条 この細則の改廃は、理事会が提案し評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則 この細則は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

(注) 参考 報酬日額の算出根拠は、現在当会の施設長(60 歳。当会では 60 歳以上の施設長の昇給無)の月額支給基本給額を労働日数で除した額に準じている。